被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書

			○年○月○日 	
(2	あてタ	先) 新潟市長	所有者本人が申請する場合	
申請	清者	(被災家屋等の)	所有者)	
		住所 〒	○○○一○○○○ 「資本金」「従業員数」は、	
		新	潟市中央区○○1−2−3 中小企業等の方のみ記入	
	申	•	Ti A Bud	
	請者	氏名 新	湯 太郎 実印	
	18	生年月日 平	成〇年〇月〇日 電話 (〇〇〇) 〇〇〇一〇〇〇〇	
		資本金	(登記簿の記載額) 円 従業員数 (概ねの人数) 人	
•	申	住所 〒		
	請		代理人の方が申請する場合は、	
	代	フリカ゛ナ	印 電話 こちらの欄も記入	
	理	氏名		
	人	申請者との関係	□配偶者 □子 □親 その他(
	/丰	※工事立会、調整 住所		
	連絡			
	先	フリカ゛ナ	立会に来られる方の情報	
		氏名	電話	
2	令和(6年能登半島地	震による以下の被災家屋等について、新潟市において解体及び撤去を実施	
する	るより	う申請します。		
			以下、該当する□に✔	
波	災家周	屋等の概要		
	所在	E地	☑申請者住所と同じ	`
	// 1-		□異なるの所在地(各証明書に記載の判定を○で囲む	
	種類	百	✓住宅 (棟数 1 棟)✓倉庫・物置 (棟数 1 棟)	J
	生力			
•		~		
	n «		□その他() (乗数 棟)	
		· ・証明書又は	□その他() () (棟)	
-			□その他 () (東数 棟) □ り災証明書 (全壊 · 大規模半壊 · 中規模半壊 · 半壊)	
		· ・証明書又は	□その他() (乗数 棟) ☑り災証明書(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊) □り災証明書に準じる書面(全壊・半壊) (証明書番号: ○○) (1) 共有者 □なし ☑あり(自分の外 1名)	
-		· ・証明書又は	□その他(
_	こオ	· ・証明書又は	□その他() (東数 棟) ☑り災証明書(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊) □り災証明書に準じる書面(全壊・半壊) (証明書番号: ○○) (1) 共有者 □なし ☑あり(自分の外 1名) (2) 区分所有 ☑なし □あり (3) 権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権等)	
	こオ	₹証明書又は 1に準じる書面	□その他(
	こオ	₹証明書又は 1に準じる書面	□その他() (東数 棟) ☑り災証明書(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊) □り災証明書に準じる書面(全壊・半壊) (証明書番号: ○○) (1) 共有者 □なし ☑あり(自分の外 1名) (2) 区分所有 ☑なし □あり (3) 権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権等)	
	こオ	る証明書又は れに準じる書面 川関係	□その他(

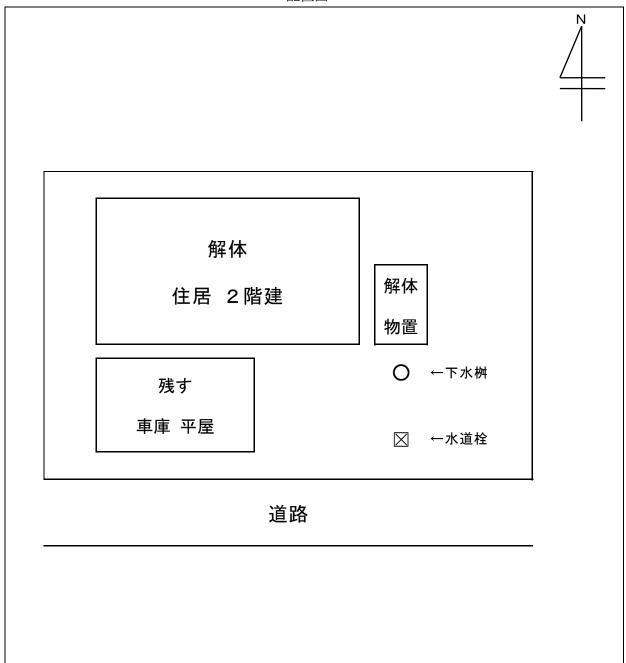
※申請者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、資本金及び 従業員数を記載してください。

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意

この申請による被災家屋等について、新潟市(以下「市」という。)が解体及び撤去を行うにあたり、以下の点について同意します。

- 1 市が当該被災家屋等の解体及び撤去を行うにあたり、市からの連絡調整に応じ、現地立会い を行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、 解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を 適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をも って対応すること。
- 4 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行 うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、 市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出する こと。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの(残置物)については、廃 棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。
- 7 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったとき は、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 8 当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 9 当該被災家屋等(残置物を含む。)の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者(共有者、相続人、抵当権者等)の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。
- 11 申請書提出の際に提示された運転免許証など本人確認ができる書類を市が複写すること。
- 12 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。
- 13 当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 14 当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 15 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。





【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
- 2 敷地内の建物は、すべて記載してください。
- 3 浄化槽、下水桝等の位置をわかる範囲で記載してください。
- 4 解体を希望する建物には、「解体」と記載してください。
- 5 解体を希望しない建物には、「残す」と記載してください。
- 6 建物には、「住宅」、「事務所」、「倉庫」等の名称及び階数を記載してください。
- ※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。



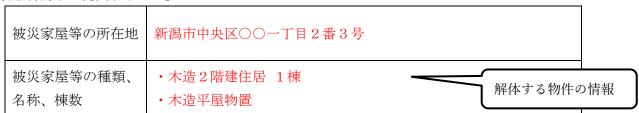
委任者



私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。



1 私が所有する次の被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書及びこれに添付することを要する 書類を新潟市に提出すること。



※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

- 2 上記1の申請書類に不備がある場合に、当該申請の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該申請に関して必要な一切の権限に関すること。
- ※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押してください。 委任者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

様式第4号

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(共有者・相続人)

○年○月○日

(あて先) 新潟市長

	住所	T000-0000		
同		新潟市中央区○○1-2-3	 ,	
意者	フリカ [*] ナ 氏名	ニ仂 ゙ ゟ	実印	
	電話	(000) 000-0000	解体する物件の共有者・相続人の情報	
※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。 ※複数人いる場合は全員分を作成				
同	同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印して、たさい。			

私は、(共有 ・ 相続) する次の被災家屋等(持分 1/2) の解体及び撤去に関し、 下記の点について同意します。

被災家屋等の所在地	新潟市中央区〇〇一丁目2番3号
被災家屋等の種類、 名称、棟数	木造 2 階建住居・木造平屋物置

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者<u>新潟太郎</u>が新潟市(以下「市」という。)に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、 解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行 うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、 市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出する こと。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの(残置物)については、廃 棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったとき は、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 7 当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 8 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、

18/2/3/1

私の責任において解決すること。

- 9 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。
- 10 当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 11 当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 12 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

被災家屋等について、権利を有する者の一覧

○年○月○日

(あて先) 新潟市長

申請者	住所	〒〇〇〇一〇〇〇〇 新潟市東区〇〇1-2-3	賃貸物件や権利等が設定されている物件の、所有者の情報	
	フリカ`ナ 氏名	二仂 * 夕		(実印
	生年月日	平成〇年〇月〇日	電話	(000) 000-0000

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

次の被災家屋等について、所有権以外の権利を有する者は下記のとおりです。

被災家屋等の所在地	新潟市東区〇〇四丁目5番地6
被災家屋等の種類、 名称、棟数	木造3階建アパート、ハイツ新潟、1棟

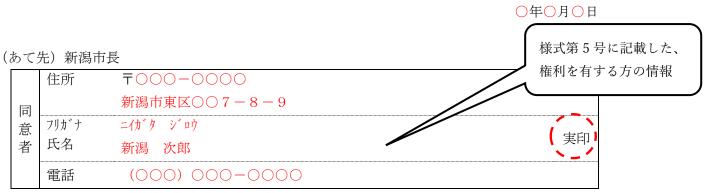
※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

権利者の住所又は所在地	権利者の氏名又は名称	権利の種類
新潟市東区○○7-8-9	新潟 次郎	賃借権
新潟市東区○○10-11	○○銀行	抵当権
	権利を有する	方の情報

※当該被災家屋等について所有権以外の権利を有するすべての者を記載してください。 権利の種類欄には、抵当権、質権等、権利者が有する権利の種類を記載してください。 欄が足りない場合は、任意の様式で追加してください。

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書



※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、以下の被災家屋等を解体及び撤去することについて同意します。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決します。

被災家屋等の所在地	新潟市東区○○四丁目 5 番地 6	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	木造3階建アパート、ハイツ新潟、1棟	解体する物件の情報
被災家屋等の所有者	新潟 一郎	
設定した権利	賃借権	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。 設定した権利欄は、当該被災家屋等に関して設定した権利を記載してください。 被災家屋等の解体及び撤去申請取下書

○年○月○日

(あて先) 新潟市長

令和 〇年 〇月 〇日付けで申請をした(令和 〇年 〇月 〇日付新〇〇第 〇〇〇 号で解体及び撤去決定の通知を受けた)被災家屋等に 下記のとおり申請を取り下げます。

記

「被災家屋等の解体及び撤去決定通知書」に 記載されている通りに記入

- 被災家屋等の所在地 新潟市中央区○○一丁目2番3号
- 2 被災家屋等の種類、名称、棟数
 - •木造2階建住居 1棟
 - 木造平屋物置